

契約基礎知識に関する

契約に関しては、意外と基本的なところに誤解があるかもしれません。そこで、今回では、その誤解を解きたいと思います。

1 契約とは

契約とは、簡単に言えば、当事者間の約束であり、その結果、権利を発生させるものです。例えば、スーパーで買い物をしたとします。この場合、通常、契約書は作りませんし、難しい取り決めもしません。しかし、これも契約です。客は、レジに商品を持って行き、レジ係の方にお金を支払って、その商品を持って帰ります。これを分析的に見ると、客は、買いたい商品を値札の金額で購入することをスーパーとの間で（暗黙の内に）約

2 約自由の原則

パーに支払う義務を負い、これを実行したのです。従つて、先ほど述べた契約の定義に当てはまります。

このように見ると、皆さんの生活は、契約行為の連続であるともいえます。皆さんの商売も契約の連続ということになるでしょう。

2 契約自由の原則

誰と、どのような内容の契約を、どのような方式で行おうともそれは原則として当事者の自由です。これを「契約自由の原則」といいます。

は、「これこれの取引を行つたが、契約書がないので契約は認められませんね?」というのがあります。が、これは誤りです。そうではなくて、この場合、「契約は成立しているが、その成立が証明できなないかもしれない。」というだけの話です。多くの場合、口頭でも契約は成立します(既に述べたスープレーでの買い物の例も契約書はありませんね?)。契約書を作ろうと作るまいと契約は成立しています)。しかし、それではその成立の「証明」が難しいだけです。そこで、まずは、契約が「成立」したかどうかとその成立を「証明」するこ

3
契約書

契約書がなくても原則として契約は成立すると述べましたが、裁判になつたらそのことを証明しなければなりません。そして、その証明は、通常、原告側がしなければなりません。証明ができないと原告は負けてしまいます。そうすると、やはり契約書は作つておいた方が良いということになります。

できなくなるリスクの両方を比較しながら、場面に応じて、契約書を作成すべきかどうか、作成するとしても、どの程度のものを作成するかを考えてはどうでしょう。ちなみに、契約書は、「契約書」というタイトルを付けなければならぬということはありません。紙に重要な取引条件を記載し、両当事者が署名捺印するだけでも最低限の契約書（合意書）になります。難しく考えすぎないことです。何度も言いますが、代金を回収するまでが仕事です。

弁護士
かな白 崇氏

3
契約書

契約書がなくても原則として契約は成立すると述べましたが、裁判になつたらそのことを証明しなければなりません。そして、その証明は、通常、原告側がしなければなりません。証明ができないと原告は負けてしまいます。そうすると、やはり契約書は作つておいた方が良いということになります。

できなくなるリスクの両方を比較しながら、場面に応じて、契約書を作成すべきかどうか、作成するとしても、どの程度のものを作成するかを考えてはどうでしょう。ちなみに、契約書は、「契約書」というタイトルを付けなければならぬということはありません。紙に重要な取引条件を記載し、両当事者が署名捺印するだけでも最低限の契約書（合意書）になります。難しく考えすぎないことです。何度も言いますが、代金を回収するまでが仕事です。

- 契約は口頭でも成立する

↓ しかし

- 契約書がなければ契約が成立したことの証明が難しい

↓ では

- 今回は契約書を作成すべきか？
- 契約書を作成するとして、どの程度の分量の契約書を作成するか？